

建設業法の改正に伴う専任を要する工事現場における技術者の兼務について

1 兼務の手続き

(1) 新居浜市の事後審査型一般競争入札の場合

必要な時	提出書類	提出期限
審査対象となった場合	実績調書（様式1及び2）	公告で指定する期日まで
落札後、契約締結前	・兼務届 ・人員の配置を示す計画書 （専任特例1号又は営業所技術者等が兼任する場合）	契約日まで

(2) 新居浜市の一般競争入札の場合

必要な時	提出書類	提出期限
入札に参加するとき	入札参加資格審査申請書	公告で指定する期日まで
落札後、契約締結前	・兼務届（専任特例1号又は2号） ・人員の配置を示す計画書 （専任特例1号の場合）	契約日まで

1 専任特例1号の要件

- ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと

2 専任特例2号の要件

- ① 各工事現場において監理技術者補佐を専任で配置できること。

3 営業所技術者等の兼任の要件

- ① 1の①～⑦の要件を満たすこと。
- ② 現場数は1つであること。
- ③ 当該営業所において締結された工事であること。

2 注意事項

- (1) いずれも、建設業法に定められた要件を満たす必要がありますので、工事の途中で兼務の要件（請負金額、下請次数等）を満たさなくなった場合、専任で監理技術者等を配置する必要があります。
- (2) 専任特例1号の場合、専任特例2号との併用はできません。
- (3) 他の発注機関の工事と兼務できるのは、発注機関が兼務を認める場合です。
- (4) 営業所技術者等はいずれの工事においても現場代理人を兼ねることはできません。
- (5) 営業所技術者等は専任を要しない工事（営業所と工事現場が近接）の監理技術者等と一定の要件のもと兼任できます。
- (6) 建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、該当の有無を実績調書等に記入してください。なお、その際、他の発注機関からの承諾を得るようお願いします。

★建設業法施行令第27条第2項

- ① 密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が、同一の場所又は近接した場所（新居浜市内又は相互の間隔が10km以内）において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度管理することができます。
- ② 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物等である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であることから、全ての発注者から同一の工事として取り扱うことについて書面等による承諾を得た上で、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。